

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2022年 6月 1日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者 住 所 静岡県御殿場市川島田136-10 アクトビル304 氏 名 世紀東急工業株式会社 静岡営業所 所長 橋本 朋彦 電話番号 0550-83-0833	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	世紀東急工業株式会社 静岡営業所
事業場の所在地	静岡県御殿場市川島田136-10 アクトビル304
計画期間	2022年 4月 1日 ～ 2023年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完工高 623百万円（元請完工高113百万円）
③ 従業員数	15名（正社員10名 それ以外の職員5名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>がれき類・汚泥・混合廃棄物・廃プラスチック類・ガラスくず・木くず</p> <p>← 収集運搬許可業者による運搬</p> <p>中間処分業者へ</p> <p>↓</p> <p>最終処分場      再生路盤材・合材・再資源化</p>

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)		
本社	環境対策委員会	
	本社環境品質部	適正処理点検評価・データの集計
支店	環境対策委員会	
	環境品質課	適正処理教育訓練の実施・適正処理点検評価・データの集計
営業所	建設副産物処理責任	適正処理推進・減量と再利用の推進・地域社会との調和・意識の高揚・継続的改善
	建設副産物処理代理	上記責任者の補助及び代理・収集運搬業者・中間処理業者の調査及び
	建設副産物処理担当	廃棄物処理計画の作成・委託契約書の締結・その他関連事項

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	—
	排出量	1767.990 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	—
	排出量	1,500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事工程ごとに発生した廃棄物について品目ごとに分別・収集を行い、適正処理を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 本社・支店の環境品質課において定期的に廃棄物関係法令や建設廃棄物についての情報を収集・取りまとめを行い各営業所建設副産物処理責任者を通じて従業員に周知徹底を図る。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	—
	全処理委託量	1,500 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	500 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録する。</p> <p>②処理業者と委託契約を結ぶにあたっては事前の許可内容・現地確認(処理状況・維持管理状況・周辺状況)と委託後の定期的な確認を行う。</p> <p>③マニフェスト伝票による適正処理の管理を徹底する。</p> <p>④環境に配慮した新技術・新製品を積極的に使用し、環境イベントへの参加・協力を積極的に進める。</p> <p>⑤発注者に対して設計段階からの廃棄物抑制の提案を行う。(現場内発生 of As塊について、その現場において再生路盤材で利用する等)</p> <p>⑥廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生・分別・再生利用状況について情報の公開に努める。</p> <p>⑦処理委託に関係する法令の教育を行うと共に遵守の徹底を行う。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（2021年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	混合廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	ガラスくず	木くず
	排出量	1760.290t	1.620 t	6.080 t	0	0	0	0	0
	(これまで実施した取組) 廃棄物減量のための現地での再生路盤材の使用等を発注者側へ働きかけを行う。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	—	—	—			—	—
	排出量	1,500 t							
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物処理に対応する為の情報交換を支店や他営業所と情報交換を行うことで管理体制を強化し、適性処理を確保する為に関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。発注者に対し、設計段階からの廃棄物抑制の提案を行う。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度(2021年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	混合廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	ガラスくず	木くず
	全処理委託量	1760.290t	1.620t	6.080t	0t	0t	0t	0t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	833t	0t	6.080t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	46t	1.620t	0t	0t	t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
<p>(これまでに実施した取組)  発生した産業廃棄物は、処理業者に委託する為、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。  当事業所において排出する産業廃棄物については中間処分業者によって100%再生路盤材・合材等において再利用を図る。</p>									